

# 文教委員会記録

- 1 期 日 平成20年9月16日（火）
- 2 場 所 第4委員会室
- 3 出席委員 委員長 緒方直之  
副委員長 安井裕典  
委員 佐藤一直、柴崎美智子、岩下智伸、安木和男、富永健三、  
石橋良三、犬童英徳、山木靖雄、松浦幸男

4 欠席委員 なし

## 5 出席説明員

[教育委員会]

教育長、教育次長、管理部長、総務課長、教育政策室長、法務室長、教職員課長、施設課長、健康福利課長、教育部長、学校経営課長、指導第一課長、指導第二課長、特別支援教育室長、指導第三課長、生涯学習部長、生涯学習課長、文化課長、スポーツ振興課長

[環境県民局]

学事課長

## 6 報告事項

- (1) 平成20年広島県議会9月定例会提案見込事項等
- (2) 平成20年広島県議会9月定例会提案見込事項等
- (3) 教育事務所の再編素案について
- (4) 学校施設の耐震診断結果の公表について
- (5) 平成21年度公立高等学校入学定員について
- (6) 「特別支援学校高等部普通科における職業コースの設置」及び「特別支援学校高等部入学定員」について
- (7) 平成20年度「基礎・基本」定着状況調査結果速報の概要及び平成20年度全国学力・学習状況調査結果の概要について

## 7 会議の概要

(開会に先立ち、委員長及び教育長が県内調査のお礼を述べた。)

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑・応答

○質疑（柴崎委員） 児童虐待の防止についてお尋ねします。

児童虐待の防止については、平成12年11月に児童虐待の防止等に関する法律が施行されてから、国民一般の理解の向上や関係者の意識の高まりが見られる中でさまざまな施策の推進が図られてきました。しかしながら、近年子供のとうとい生命が奪われるなどの痛ましい児童虐待事件は後を絶たず、児童相談所への虐待に関する

相談対応件数も18年度には3万7,323件となるなど、児童虐待問題は依然として早急に取り組むべき社会全体の課題となっています。こうした児童虐待の深刻な状況や児童虐待防止法や児童福祉法の改正を踏まえ、児童虐待防止に向けた先進的な取り組みが必要だと思われませんが、御所見をお伺いいたします。

○答弁（指導第三課長） 児童虐待防止についての御質問でございました。児童虐待に係る学校の取り組みといたしましては、日ごろから児童生徒が相談しやすい体制づくりを図るとともに、児童虐待の防止に向けて、各学校の教職員が学校生活の中で十分な観察・注意により児童虐待の早期発見、対応に努める必要があること、それから虐待発見時のこども家庭センターまたは児童福祉事務所等への通告はもとより、児童虐待の疑いがある場合でも関係機関へ相談、連絡するよう指導を徹底しているところでございます。

加えまして、県教育委員会といたしましては、平成16年度から長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等の調査を実施しておりまして、教職員が会えていない児童生徒の状況を把握することで、児童虐待の発見につなげているところでございます。引き続き取り組みを進めてまいります。

○要望（柴崎委員） 学校、教育委員会における全国的な児童虐待防止に関する施策が講じられているにもかかわらず、虐待に関する相談対応件数が増加していますので、関係機関等と緊密な連携を図り、児童虐待の防止、早期発見、早期対応などに向けた具体的な取り組みを一層推進すべきと考えます。一層の御尽力を要請いたします。

○質疑（岩下委員） 労働安全衛生問題についてお伺いしたいと思います。

先週実施されました文教委員会の県内調査で、福山市の城南中学校における生徒指導の改善活動の事例発表を聞かせていただきました。校長先生以下の教職員と保護者、地域の方との熱心な取り組みに感心したところです。今後ともぜひ続けていただきたいと思っております。

ただ、その発表の中で気になり、質問をした点がありました。説明の中で、連日長時間にわたって学校関係者の方々が問題の対応を行ってきた旨の発言がございました。まさに先生方の取り組みに対する熱意が伝わってきたわけですが、一方で一過性ではなく長期にわたって実行していただく活動という観点から見ると、対応される方々の長時間労働や過労防止について労働衛生面での配慮をお願いしたところであります。

そこで、教育委員会として教職員の労働衛生環境をどのように把握され、整理されているかについて幾つかお尋ねしたいと思います。

まず最初に、労働安全衛生法及び労働安全衛生法施行令で、50人以上の労働者を抱える事業所について衛生管理者を選任することになっておりますが、県下の公立小・中・高・大学について対象となる学校は何校あるのか、また選任はできているのかをお尋ねいたします。

○答弁（健康福利課長） 公立小・中・高等学校についてですが、委員御指摘のように、

労働者の健康等を確保するため、労働安全衛生法規は事業主に対して衛生管理体制の構築を求めています。

その状況でございますが、お尋ねの衛生管理者の選任状況について、直近の9月12日現在の状況について申し上げます。対象校数は県立学校で57校、このうち選任されているのは49校、選任率86.0%であります。未選任の8校については、衛生管理者資格取得のための講習及び試験日程の関係で、10月から1月にかけて資格取得の予定でございます。また、小・中学校については、対象校は13校で選任校は12校、選任率92.3%であります。未選任の1校については、10月に資格取得の予定でございます。

○質疑（岩下委員） 選任されている学校については、衛生委員会を開催することもあわせて法令で規定されておりますけれども、その実施状況についてお伺いいたします。

○答弁（健康福利課長） 衛生委員会の開催状況です。衛生委員会につきましては調査審議機関ということで位置づけられておりますが、平成19年度におきましては県立学校では平均4.3回、小・中学校では平均2.5回開催されております。

○質疑（岩下委員） まず50人以上の労働者を抱える事業所についてお伺いしたのですが、法令では50人以下10人以上の事業所でも衛生推進者の選任が必要です。ほとんどの公立学校がこれに当てはまると思っておりますけれども、同様に対象の校数と選任数をお尋ねします。

○答弁（健康福利課長） 衛生推進者についてでございます。対象校数は、県立学校では55校、このうち選任されているのは52校、選任率は94.5%でございます。未選任の3校については、9月中に資格取得の予定でございます。また、小・中学校については対象校は711校であり、選任校は681校、選任率95.8%であります。未選任の30校については、すべて9月中には資格取得の予定でございます。

○質疑（岩下委員） 衛生管理者、衛生推進者については資格が必要だということで、まず県の教育委員会では人事異動なども勘案して何名の有資格者がいればよいとお考えでしょうか。

○答弁（健康福利課長） 何名有資格者が必要かということでございますが、まず衛生管理者、衛生推進者の資格について御説明いたします。保健体育もしくは保健または養護教諭の免許状を有する者で常勤で学校に在職している者は、衛生管理者及び衛生推進者の資格を有しているところでございます。したがって、かなりの数の方が有資格者ではございますが、県教育委員会では、衛生管理者や衛生推進者は個人情報を取り扱ったり、あるいは施設設備の点検や健康指導の実施、問題発生時の処置など職員の健康管理、職場環境の改善等の業務を担うことから教頭などの管理的な立場にある者が適当であると考えており、その方向で指導しているところでございまして、このため県立学校では新任の教頭等で資格を持っていない者が資格取得するための費用を予算措置し、該当者の資格取得を進めており、小・中学校に

についても市町教育委員会に対し同様の取り扱いを指導・助言しているところでございます。そういったことで今後できるだけ早期に資格取得、選任ができるように努力してまいりたいと思っております。

○質疑（岩下委員） 答弁の中身を聞いておりますと、一応どういった方がその資格を持っているかということについては把握をされているというふうに理解いたしました。

ただ、こういった労働安全衛生管理は人材の計画的な育成が非常に必要だと考えます。したがって、育成について本年度の計画はどのようになっているのか、そしてその計画の進捗状況はいかがか、お伺いいたします。

○答弁（健康福利課長） 人材の育成の計画ということでございますが、先ほど申しましたように管理者がそうした任務に当たるのが適当と考えております。そういった面から、人材育成に関しましては県立学校の衛生管理者や市町教育委員会の担当課長等を対象に毎年度公立学校衛生管理者等研修会を開催し、この研修会において衛生管理に係る研修や講演を行っているところでございます。

○質疑（岩下委員） まず最初にお答えいただいた、現在の衛生管理者の選任状況からすると残念ながら100%に至っていない。一応労働安全衛生規則では、そういった事由が発生してから14日以内に選任が必要というふうにありますので、残念ながらまだそれにのっとっていない状況にあるという理解でよろしいでしょうか。

○答弁（健康福利課長） おっしゃいますとおり、14日以内ということにはなっていない学校があるといいますか、管理職ということにしておりますので、例えば人事異動等で新しく教頭が参りました場合は、資格取得のために日数を要するというもので、14日以内にはなっていない現状でございます。

○質疑（岩下委員） 労働安全衛生法では非常に難しい事象を取り扱うような内容になると思いますので、やはり計画的に人材を配置する。計画的に人材を配置するということでは、先週の教育委員会を傍聴させていただきまして、その中に教職員の人事異動方針というのがありました。その中の一文ですけれども、教職員の職能成長を図るなど人材育成を積極的に推進するとともに、それぞれが意欲を持ち特性や能力を十分に発揮し、組織として機能する学校づくりに向け、全県的視野に立って計画的に適材を適所に配置し、人事の刷新を図るというふうに書いてございます。そういった方針からしますと、今の状況は、まだもう少し改善が必要な状況ではないかと思われま。

したがって、そういった今の状況を勘案してどういうふうな形で改善を実施されようとしているのか、そういったところでの考え方を教育長にお伺いしたいと思います。

○答弁（教育長） 先ほど健康福利課長が申しましたように、今、県立学校では教頭がその任に当たっております。私も教頭になって、この資格を得て、当時は推進者になったわけでございますが、御指摘のように、教頭になってからそういう資格を得

たのでは少し遅きに失するのではないかという御指摘だと思います。実際教頭を養成していく中において我々は、マネジメントする資質、またそれぞれの教職員を人事管理する資質、そういうものを鍛えていかなければいけないということで幾つかの講座を持って養成しておりますが、その中にこれが入っていないので、こういう結果になっているのではないかと考えています。ただ、これは先ほど申しましたように予算を伴う部分がございます。なっていない者に自費で行けというのも微妙なところがございますので、少しそこら辺を検討しながら対応させていただければと思います。

○要望（岩下委員） 現状は御理解いただいたと思いますが、早急な改善が必要としますので、ぜひとも早急に対処されるようお願いしたいと思います。

○質疑（犬童委員） 高校の統廃合問題ですが、きょうは来年度の高等学校の入学定員ということで、4校5学級の減が出されました。もちろん子供が少なくなっているというのが現実というか、事実でもあるわけです。子供をもっとふやしていくということは、そう簡単にいく状態にもないわけですがけれども、特に小・中の統廃合については非常に進んでいるわけで、もちろん1キロメートル以内に同じ小学校が何校もあるとか、そういう実態で統合する問題は通学もそう難しくはないわけですが、高校の場合にはかなり距離的にも離れている。もちろん都市部はまとまっていて、呉なども4校あるわけですがけれども、ただ将来的には1学年2学級以下の高等学校を対象として統廃合するというのを基準として、皆さんが毅然として検討されるということが全く理解できないということもないのですけれども、特に島嶼部や中山間地域ではこの問題については非常に敏感になっているというのが事実だと思うのです。地域にしても保護者にしても、もちろん子供たちにしても自分の行っている学校が、地域の学校が統廃合の対象になることについては非常に危惧している面もあると思います。皆さん方からも別にそうしゃくし定規に統廃合していくのではないという説明を受けるわけですがけれども、しかし私はもっと地域の学校をどう守るかということに力を入れておかないといけないのではないかと考えています。この前、世界の教育予算の問題が報道されておりましたけれども、日本は教育予算が一番低いです。私は、そのことについては、やはり政府も教育予算というのはもっと確保して、そしてもちろんそういう計画を持っているわけですがけれども、実際は遅々として進んでいないという実態があるわけです。私は余りそういう教育的な予算を少なくしていくということだけに、それだけではないと思いますけれども、そういう方向だけで各都道府県や市町村が対応していったら、ますます国も教育予算をふやすことには難色を示していくという、財務省ではそういう考え方はあると思いますので、本県の統廃合の指針、考え方というのは私はもっと幅を持って、特に地域の再生とか地域の子供たちの教育条件を維持していくという意味から、学校を残すことを前提として考えてほしいと思うのですが、教育長、どういうふうに考えられますか。

○答弁（教育長） 学校規模の大きさ、それから各近隣との学校の離れぐあい、またさらには交通状況、そこらあたりを総合的に考えるべきではないかという御指摘だと思うのですが、おっしゃるとおりで、私どもも小さくなって、しかも子供がいないから機械的、一律的に募集停止をするのではない。むしろ一定規模で教育活動の方が高校教育としてより活性化したものになるというのがまず第一、教育的な考えであります。

もう一つは、地域から子供たちにとって魅力ある学校にしつつ、それでも他の学校に魅力を感じて出ていくようであれば、やはり必要度がそこは少し少なくなっているのではないかという視点で見えていかないといけない。

さらに、今回自彊高校を募集停止いたしました。これは近隣の学校との距離感で言うと十分にここは対応できるし、一定規模以上の学校の方が先ほど1番目に申しましたような教育活動がより活性化できるだろうということでやっているわけでございます。そこらあたりを考えたときには当然のことながら、先ほどからの繰り返しになりますけれども、算数のような形で機械的、一律的に行うのではなくて、状況を見ながらやっていかなければいけないと思っております。ただ、広島県の場合、1学級規模の学校が全国でも2番目に多いということですから、このことが果たして高校教育として適切なかどうかということは常に念頭に置きながら、今後とも対応していきたいと思っております。

○要望・質疑（犬童委員） 維持していくためには、難しい問題があることも現実だと思うのです。しかし、全国有数の限界集落を抱えているという、あるいは過疎地を抱えているという本県の実情からしますと、一方ではやはり県内全体の教育や生活環境とかそういうものを守っていこうとする、知事もその点についてはいろいろ頑張っていて、過疎については特別に対策課をつくってやっているわけです。その基本はやはり教育だと私は思っています。教育関係の条件がなくなったら、若い人に幾ら地域にとどまって頑張れ頑張れと言ってみても、子供の教育にかなうものはない。やはりまちの方に引っ越さざるを得ないという親の切実な立場というのはあるわけです。しかし、ただ、その点は知事部局とも十分連携して、少なくとも地域で頑張っていく、教育委員会も頑張っていくという基本を私はぜひ守っていただきたい。呉の方でもある学校の地域の保護者が非常に騒いでいたり心配しているわけですが、やはりある意味では地域のすべてのセンターとしての学校の存在、地域維持の存在としての立場をぜひ維持して、基本に考えてもらいたいと要望しておきたいと思えます。

それから、この前、文教委員会で鶴学園の視察に行ったわけです。それはいい設備ですが、問題は子供たちを集める審査の基準ですが、面接をやるということを開きました。あのときは質問しなかったけれども、後から聞きましたら、いわゆる保護者との面接、子供との面接を繰り返した中で、これはうちの学校に相当だという判断をしていくのだということを言っていました。

ただ、そこで心配なのは、優秀な子供を選び抜こうとする学校側の姿勢にあるのではないか、あるいはまた、やはり親の所得、月に授業料が3万1,000円だったですか、そういうことですけれども、親の所得によって生徒を選抜していこう、こういうことが中心になったら教育格差というのですか、そういうものが私立高校の動きによってはさらに広がっていくということになるのではないかと。私学助成は我々もやっているわけですが、そこら辺は私は私立学校の側にしても、やはりそういうことに偏った子供さんの選抜になってはいけないのではないかと思います。学校でも発達性の障害を持った子供が数名いる。入るときにはそれはなかった。学校に入ってから顕著になってきたという。当然発達性ですからいつになったら出るというのはわからないわけです。しかし、その子には特別にフォローしているということで一つ安心したのですけれども、私はやはり私学もそういういろいろな立場の子供たちが入ってくるということを前提として教育をやっていくということをしませんと、そこに入る段階で所得の問題とか優秀であるかないかの選別を余り極端にやっていくと大変なことになるのではないかと。要するにその網にかからなかった子供たちだけが公立の学校に入学していくようなことにならないように、この点は私学の皆さんとも話す場があると思いますから、その点はやはり県教委としても、あるいは担当部門としてもぜひ私学との話の中でそういうことを申し入れをしていただきたいと思っています。そこら辺はどのように考えておられますか。

○答弁（教育長） 御指摘の中で私どもが逆に考えていかなければいけないのは、私立学校というのは建学の精神をもとに、それぞれ子供たちをこのような形で育てていきたいという考え方がおありだと思います。それはそれでその考え方はある意味妥当なことだと思うのですが、私ども公立学校を所管している者として見れば、公立学校に不満があるから私立学校に行くという状況になってはいけません。我々は公立学校を所管する者としてしっかり教育内容も含めて充実させて、選択して行かれるのなればいけれども、公立学校で十分そういう力、これは単に学力でなく生活面も含めてそういうものも力をつけていくことが大事だと思います。そのことを通して広島県全体の教育の充実を図ってまいりたいと思っております。

○要望・質疑（犬童委員） 私はそこら辺をすごく危惧して、この前は立派な建物で立派な教育内容だというふうに思っていたのですが、そういう基準を少し誤ると大変なことになるのではないかとこの思いで帰りました。それは今後の問題としてぜひ取り組んでいただきたいと思っています。

それから耐震化の問題ですが、公表された資料によれば、優先度1と2が173棟、第1次診断でI s値が0.3より小さいのは81棟ということで254棟が対象という結果が出ています。これは本県の場合です。その場合、知事も皆さん方も国の建てかえとか耐震化工事の特別な対応を引き延ばしてほしいという要望もされていると思うのですが、本県としてこれの今の優先度と、それから耐震診断の結果からして254棟の建てかえというか、耐震化対応というか、計画的にそれは現在の法律内のできる

のかどうか、そこら辺はどうですか。

○答弁（施設課長） 先ほどちょっと数字の話がございました。先ほど御説明いたしました資料番号4で、文部科学省によりこれを急ぐようにとされているものは295棟ありますが、これはあくまで県立学校のことです。

一応今おっしゃったこのたびの地震防災対策特別措置法の改正によりまして補助率のかさ上げなどの財政措置がされたわけですが、県立学校は特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部を除くほかは一切そういう恩恵を受けられません。あくまで法律が目指しておりますのは義務教育諸学校についての耐震化を早期になし遂げようということで、小・中学校等を中心にして補助率のかさ上げをしたということであり、ただし、今、委員がおっしゃいましたように、その期間が今年度を含めて3年度という極めて限られた期間なものですから、今関係の各団体等でこういう短い期間をもうちょっと延ばしてもらえないだろうかという動きになっていることは事実でございます。

片や先ほど御説明いたしました県立学校については、そういう状況でございまして、財源的なことを申しますと耐震診断について国土交通省の補助制度があって、経費の3分の1を見てくれるようになったのですが、そういったことを除けば今申し上げた補助率のかさ上げなどの恩恵を受けられるのが、特別支援学校の一部であとはすべて自前でございます。起債でお金を借りてやっていくという状況でございまして。

そういった状況の中で小・中学校などで、そういう短い期間にやれるかということになってまいりますと、何せ棟数が622もございまして、耐震化のペースを私どもとしてはずっと上げていきたいのですが、現在の厳しい財政環境が今後も続くということになれば、およそそこら辺のペースを上げていくとしても限界があるということで、その辺をいつなし遂げられるかという御指摘だと思いますけれども、その点については現時点においてなかなか明快なことを申し上げられないということを御説明はさせていただきたいと思っております。

○質疑（犬童委員） 私の理解が不十分だったと思うのですが、ただ教育長、これだけの棟数の建てかえが要するというので、少なくとも最低といたしますか、緊急を要するものとか段階があると思っておりますけれども、県が直接扱っている学校で、教育委員会としてこれだけの棟数を、これだけの予算が必要で何年でやりたいという中・長期的計画というのはまだきちんとないということですが、県がすべてやらないといけないということもあるわけですが、私はこれから立てる必要があると思う。そういう中・長期の計画はいつごろまでにできそうですか。

○答弁（教育長） 中・長期の計画は当然我々は考えていかなければいけないのですが、当然教育委員会だけでできるものでないものですから、これは財政当局とすり合わせをしていかなければいけませんし、またその年次を今どのぐらいかと言われるとちょっとこれは相当時間がかかる、時間がかかるというのは、この全体の

耐震対策をするのに少し時間かかるということで、しかもその計画を今どのぐらいと言われるとちょっと、まことに恐縮するのですが、言いがたいところがあるので、できるだけ早く我々は取り組んでいかなければならないという、この言葉で御理解、御了承いただければと思います。

○質疑（犬童委員） では、教育委員会としては、そういう計画をこれから立てていくという方針で、そういう計画そのものを今年度中だとかいつまでに立てたいという目標は持っていらっしゃいますか。

○答弁（教育長） 私どもは、先ほど言いました295棟というものがございますから、まずこれが最初に対応していかなければいけないということでございます。そうするとその棟数と経費等から考えて何年ぐらいということとはちょっと厳しいのでございますけれども、ただこれがある程度私どもの試算的なものはできたとしても、財政当局との了解ができて初めて、これは計画として意味をなすのではないかと思うので、そういう意味においては私はここで今年度中にとは言いがたいところがあるのです。こここのところは御理解いただければと思います。

○要望（犬童委員） 見通しが立たないということですね。立てにくいということを含めてあると思うのです。ただ、一方では、こういう調査結果を公表する、しかし、具体的な計画が出てこないとなりますと、やはり子供たちにしても保護者にしてもうちの学校は大丈夫かという心配が出てくる。いろいろと指摘されているけれども、ではうちはいつだかわからないということです。それでは私はいけないと思うのです。金については財政当局が握っているわけですから難しいかもしれませんが、もちろん国のそういう補助制度もあるわけですが、そこを詰めて、公表するならその対応はこうなるということならわかりますけれども、危ないというだけ公表して、あとはわかりませんでは非常に問題があると思います。そこは鋭意詰めて県民に明らかにして、そして難しいところを含めて話させんと、公表だけが先立ったら非常に不安が広がると思いますので、その点はよろしく願います。

○答弁（教育長） 具体的にお答えはいたしかねるのでございますが、これはさきの12日の教育委員会会議でも報告いたしました折にも、教育委員の方々からこれを公表することと同時に委員御指摘のようなことをしっかり説明していかないと、ただ不安感を助長するだけになるから鋭意努力するよという指示を得たところでございます。

○質疑（犬童委員） 特別支援学校の職業コースのことを今説明していただいたわけですが、皆さん専門家ですから、科目は皆さんが考えてこういう3つのコースを考えられたと思うのです。ただ、特別支援学校に入ってくる子供からしたら、もう少し子供の特色というのですか、やはりそういうものを考えて別のコースを、例えば芸術的な部門が勉強したいという子供もいるわけです。もちろん障害はいろいろ部分も違うわけですから、そういう子供に対しても対応できるコースも私は考えていってほしいと思うのですが、どうですか。

○答弁（特別支援教育室長） 広島県で特別支援学校においてこういう職業コースを設置する、特に知的障害の特別支援学校で設置するのは来年度が初めてでございます。この中でどういう教育を行うかにつきましては、先ほど御説明しましたような特色を含めまして、実施していきたいと思っておりますけれども、委員御指摘のとおり入ってくる生徒あるいは経済状況、あるいは進路先の状況等を考えて、その生徒がより社会的な自立を図られるような教育について検討していきたいと思っております。

○要望（犬童委員） 私は、今のコースが悪いということではなく、初めてのことからそれなりにいいことだと思うのですが、ものづくりだとか、あるいは芸術的なものだとか、そういうところを含めて今後の課題としてぜひ私はコースの設置等も考えてもらいたいと思います。

○質疑（石橋委員） 教育事務所の再編計画についての基本的な考え方についてお聞きしたいと思います。

分権改革等、地方分権が進んでいる中でそういう流れは必然だろうと思うのですが、しかしながらいわゆる地域事務所等がこのたび再編されるということ、そういう流れの中で教育事務所もそれにのってやるなどということはちょっと次元が違うのではないかということをしみじみ思うのです。というのは昨年でしたか、教育三法が改正されましたときに実は文科省と、それから総務省が大変な綱引きをしました。そのときに総務省は教育部門の権限をいわゆる地方へ地方分権の名のもとで移譲しなければいけないという主張を繰り返しやっていく。文科省はそこで大変踏みとどまって、国の関与というものを徹底的に総務省と言い合った経緯がありました。そのときに私も呼ばれていきまして、広島県が平成10年に文科省が是正指導に入ってくれなかったら広島県はどうなっていたかということをお話することがございます。そういう過程の中で、いわゆる教育行政というものは地方分権の流れの中に軽々に乗っていいのかということをしみじみ思うのであります。平成10年に文科省の指導が入って10年がたちますけれども、当時この是正は恐らく30年はかかるだろうというぐらいに全国的には見られておまして、大変な危機感を持っていたわけでありまして、これが10年で大変に驚異的な是正が行われてきたということをお話しておりますけれども、その間にはいろいろなひずみもあると思います。しかしながら、この10年間でこの教育委員会あるいは教育事務所の体制で何とか立て直してきたということをお聞きしてみますと、地方分権の動向及び指導体制の整備等々書いてございますけれども、ここで軽々にそれをなしていいのかということをもう一回検証しないといけないのではないかと。私はこの10年間で余りにも早くできたことは、それはそれでよかったと評価いたしますけれども、そこには当然大きな見えないひずみが恐らく学校現場には、あるいは教育現場には私はあるのだろうと思います。ですから、是正の途中にあるという認識の中でこの再編計画を見ていかなければならないのではないかと思うわけでありまして、そういう観点からいたしまして、

行財政改革の名のもとにこの教育事務所も再編するなどという方向は私はちょっと違うのではないかと思います。広島県の場合は特別なところがございます、軽々にそこら辺と相のっていく状況ではない。まだ私は是正の過程にあるということを考えますと、この再編計画について基本的な考え方をもうちょっとどのようになさっているのか、これからなさるのでありましようけれども、再度意思を確認しておきたいと思うのでありますけれども、どうですか。

- 答弁（総務課長） 義務教育につきましては、本来小・中学校の設置者である市町が主体となって行うべきものであるというふうに考えております。これは6月議会で教育長が答弁したことでございますが、今、委員御指摘のように、地方分権の推進、それから国の教育改革の動向とか本県における市町村合併の進展、あるいは各市町教育委員会の指導体制が整備されてきているということを考えますと、見直しを行っていく必要はあるのではないかと考えております。

それから、是正指導の観点についても御質疑がございました。是正指導につきましては、まさに県教委として根本に据えている施策でございます、事務所の再編にかかわっていささかも揺らいではいけないというふうに思っております。説明をさせていただきましたように、再編に当たりましても県内の教育水準の低下や是正の後退を招くことのないよう、そこについては十分配慮して適切な対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

- 要望（石橋委員） 私が懸念いたしますのは、地方分権の中で地域事務所の再編などとかんがみて、その言動の中で行財政改革の名のもとに教育事務所が再編されるなどということがあってはならない。そのところは皆さん方がきっちり踏まえて、財政当局とも話をしながらやらなければいけないし、現場の状況をもう一度洗い直して、果たしてこれで指導体制がいけるのかということも含めて、焦ることはないのでありますから、ぜひしっかり考えてやっていただきたいと要望しておきます。

(4) 閉会 午前11時53分